

軽油引取税免税証(農業用)交付申請の集合受付について

- 免税証(農業用)の交付を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、次の会場で申請手続きをしてください。
- お住まいの地域以外の会場でも申請することができます。
- 総合県税事務所山本支所での受付は、平成31年2月1日から行います。ただし、支所受付分の交付は、集合受付分よりも遅くなりますので、できるだけ次の会場で申請手続きをしてください。

●受付日程

地域	受付日	時間	会場
旧二ツ井町 藤里町	平成30年12月26日(水)	10:00～11:30	能代市役所二ツ井町庁舎 2階 大会議室
旧能代市内	平成31年1月29日(火) // 30日(水)	13:00～15:00	県山本地域振興局 3階 大会議室

●必要書類等一覧表

書類等	手続					備考
		新規	更新	継続	機械追加	
免税軽油使用者証			○	○	○	
免税軽油使用者証交付申請書		○	○			交付時に秋田県証紙(400円分)が必要。
誓約書		○	○			
機械の販売証明書		○	※		○	※機械の追加・入替があれば必要。
免税証交付申請書		○	○	○	○	
耕作証明書		○	○	○	○	農業委員会が交付したものに限る。
免税軽油の引取り等に係る報告書			○	○	○	
軽油の納品書または販売証明書			○	○	○	
未使用の免税証			○	○	○	
ハンコ		○	○	○	○	

【注意】

- ① 午前の受付よりも、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短い時間で手続きをすることができます。
- ② 申請書等を記入していない場合、受付は後回しになりますので、必ず記入したうえでお願いします。申請書等をお持ちでない方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ③ 平成31年の耕作期間中に使用者証(厚紙)の有効期間が過ぎる場合は、更新申請が必要です。
- ④ 共同申請には、全員分のハンコと耕作証明が必要です。使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要になります。

※ インターネットからは「秋田県 免税軽油」で検索してください。申請手続きについてご案内しております。また、一部の様式をダウンロードできます。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税第二課
秋田県総合県税事務所 山本支所

秋田市山王4-1-2 TEL 018-860-3341
能代市御指南町1-10 TEL 0185-52-6201

稲作農家組合員の皆様へ

今般の米の収量減に伴い、購買貸越精算金を低金利で融通し農家経営の負担軽減を図り、経営の維持・安定を資金面で支援することを目的として「アグリマイティー資金特別金利」を設定いたしました。

変動金利 1.50%

- ※1 貸付額100万円以上でJAバンク利子補給(1.00%)の対象となります。
- ※2 保証料については、農中・JAからの助成により実質0%となります。

◆「アグリマイティー資金特別金利」の概要◆

- 【申込期間】 平成30年12月28日(金)まで
- 【対象資金】 アグリマイティー資金
- 【資金用途】 購買貸越、肥料農薬、農機製品(単品10万円以下)
- 【貸付期間】 3年以内(据置期間含む)
- 【保証】 秋田県農業信用基金協会
(債務保証の条件により必要に応じて担保・保証人を徴する場合があります。)

～お申込み・お問い合わせはJA各支店までお願いいたします～